

# ショートステイたけんの運営規程

## 【短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護】

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慈誠会が運営する指定介護老人福祉施設たけんの（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）について、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「介護サービス」という。）の提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対して、適切な介護サービスを提供することを目的とします。

### (運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事、排泄等の介護及び機能訓練等の各種のサービスを提供することによって要介護者等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ たけんの
- (2) 所在地 長崎県佐世保市岳野町107番地1

### (利用定員)

第4条 利用定員は、併設型ユニット型 10名（ユニット数 1）及び空床利用型とする。

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 従業者は、指定介護老人施設の従業者と兼務するものとし、職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特別養護老人ホームたけんの管理者と兼務）  
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 従業者  
生活相談員 1名（兼務）  
利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。

- 看護職員 1名  
利用者の介護、援助、診察の補助、看護並びに保険衛生管理に従事する。看

護責任者は医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る  
介護職員 5名

利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

機能訓練指導員 1名（兼務）

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する  
ための訓練を行う

嘱託医師 1名（非常勤）

利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

(3) 事務職員 1名 事務職員は、必要な事務を行う。

（内容及び手続きの説明及び同意等）

第6条 短期入所生活介護事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業所は、正当な理由なく介護サービスの提供を拒んではならない。

3 事業所は、当該事業者の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第7条 事業所は、当該介護サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第8条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第9条 事業所は、介護サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（日課の励行）

第10条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出）

第11条 利用者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。

(健康維持)

第12条 利用者は健康に留意するものとし、本施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第13条 利用者は、本施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第14条 利用者は、本施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで、他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) けんか、口論、泥酔などで、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 本施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、また、これを持ち出すこと。

(介護サービスの開始及び終了)

第15条 事業所は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業所は、介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

(介護サービスの取扱方針)

第17条 事業所は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化を防止するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2 介護サービスは、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 従業者は、介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業所は、介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護計画)

第18条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 短期入所生活介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に添って作成するものとする。
- 3 管理者は、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

第19条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供  
(入浴がさせられない時は清拭)
- (2) 排泄の自立についての必要な支援
- (3) オムツを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツの適切な取り替え
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第20条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第21条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第22条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとらなければならない。

- 2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第23条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第24条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

(利用料等の受領)

第25条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用 (別表)

(2) 滞在に要する費用 (別表)

(3) 利用者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (別表)

(4) 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用 (別表)

(5) 理美容代 (別表)

(6) その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの (実費)

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護サービスの内容、費用の額、その他必要と認められた事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第26条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、佐世保市(宇久町を除く)、佐々町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第27条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第28条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第29条 事業所は、介護サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、延滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 事業所は、利用者に対し適切な介護サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、事業所の従業員によって介護サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第31条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延を防ぐために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(掲示)

第32条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

第33条 事業所は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

- 第34条 事業所は、提供した介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記載するものとする。
  - 3 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第35条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備。
  - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第36条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域等の連携)

- 第37条 介護サービスの事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第38条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第39条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年一回
- 2 従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
  - 3 退職者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
  - 4 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
  - 5 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 6 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 慈誠会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

- 一部改正 平成20年1月26日 第4条（利用定員） 空床利用型の追加  
平成19年12月26日 第3回 理事会決議
- 平成21年4月1日 第11条（外出及び外泊）→（外出） 外泊の削除  
第19条（介護）一 入浴回数2回以上に変更  
平成21年3月25日 平成20年度 第2回 理事会にて決議
- 平成25年4月1日 第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）  
介護職員数の変更  
平成25年3月29日 平成24年度 第4回 理事会にて決議
- 平成26年4月1日 別表（第19条関係）  
(2) 介護保険負担限度額認定者 居住に要する費用  
第3段階 1,640円→1,310円に変更  
平成26年3月26日 平成25年度 第4回 理事会にて決議
- 平成27年8月1日 第25条（利用料等の受領） 利用者負担割合の変更  
平成27年9月17日 平成27年度 第2回 理事会にて決議
- 平成29年10月1日 第7章 雑則の廃止
- 平成29年10月1日 第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）  
嘱託医師の変更  
平成31年3月28日 平成30年度 理事会にて決議

平成31年4月1日 第36条 5年間保存に訂正

〃 2 三 第11条→第17条 四 第21条→第27条  
五 第27条→第33条六 第29条→第35条に訂正  
別表 食事の提供に要する費用の訂正  
負担限度額認定者/回→/日に訂正

令和1年9月28日 令和元年度 理事会にて決議

令和1年11月1日 別表(第25条関係)

介護保険負担限度額認定者以外

食事の提供に要する費用 朝食 320円→323円 昼食 470円→474円  
おやつ 70円→71円 夕食 520円→524円  
計 1,380円→1,392円

令和1年11月9日 理事会にて決議

令和4年4月1日 別表(第25条関係)

介護保険負担限度額認定者以外

食事の提供に要する費用 朝食 323円→335円 昼食 474円→492円  
おやつ 71円→73円 夕食 524円→545円  
計 1,392円→1,445円

介護保介護保険負担限度額認定者

食事の提供に要する費用

第1段階認定者 300円→ 300円 第2段階認定者 390円→ 600円  
第3段階認定者①650円→1,000円 第3段階認定者②650円→1,300円

令和4年3月26日 理事会にて決議

令和5年12月1日 第2項(運営の方針)2項を追加  
第28条(非常災害対策)2項を追加  
第31条(衛生管理等)2項を追加  
第35条(虐待防止に関する事項)追加  
第36条(身体拘束)追加  
第38条(業務継続計画の策定等)追加  
第39条(その他運営に関する留意事項)変更

令和5年11月11日 理事会にて決議

令和6年4月1日 第5条(従業者の職種、員数及び職務の内容)  
(2) 従業者 職種ごとに職務の内容を記載  
施設長→管理者に統一  
指定短期入所生活介護→短期入所生活介護に変更  
別表(3) その他の費用 理美容代を削除

令和6年3月23日 理事会にて決議

別 表 （第 25 条関係）

Ⅰ 食費、滞在費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料 金 の 種 類	金 額
食事の提供に要する費用	朝食 335 円／回
	昼食 492 円／回
	おやつ 73 円／回
	夕食 545 円／回
	計 1,445 円／日
滞在に要する費用	3,000 円／日

(2) 介護保険負担限度額認定者

料 金 の 種 類	金 額
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 300 円／日
	第 2 段階認定者 600 円／日
	第 3 段階認定者 ① 1,000 円／日
	第 3 段階認定者 ② 1,300 円／日
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 820 円／日
	第 2 段階認定者 820 円／日
	第 3 段階認定者 1,310 円／日

(3) その他の費用

料 金 の 種 類	金 額
特別な食事の提供に要する費用	実費 （利用者のご希望によります。）
通常の事業地域を超えて行う 送迎のサービス	1 キロメートルごと 30 円／km